

お知らせ

建設工事入札参加者の皆様へ

現場代理人の常駐義務緩和及び兼任に関する取扱いの改正について

狭山市建設工事請負契約約款第10条に定める現場代理人の常駐義務緩和及び兼任に関する取扱いを改正しましたので、お知らせします。

令和5年7月25日の改正内容は、建設業法施行令の一部改正に合わせてとともに、別に技術者の専任に係る取扱いを定めることで、兼任を認める工事の金額要件を緩和し、引き上げるものです。また、工事の発注者の適用範囲についても、狭山市（公営企業を含む）のほか、川越県土整備事務所若しくは飯能県土整備事務所から、国、地方公共団体に拡大します。

今回の現場代理人の常駐義務緩和は令和5年7月25日以降の公告又は指名通知する競争入札工事から適用となります。なお、現場代理人の兼任については既に従事している工事と新たに兼任を行う場合についても対象とします。

1 現場代理人の常駐義務緩和措置

(1) 適用範囲

現場代理人が、工事の常駐義務を緩和できる期間は、契約金額にかかわらず狭山市が発注した全ての建設工事に適用します。

(2) 常駐を要しない期間

次の各号のいずれかに該当する実質的に現場が稼働していない期間においては、現場代理人の常駐を要しないものとします。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）
- ② 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ③ 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ④ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

(3) 常駐を要しない条件

(2)の期間であって、かつ次の各号の条件を満たすと認められる場合は、現場代理人の常駐を要しないものとします。

- ① 発注者との連絡体制が確保できること
- ② 工事現場における運営、取り締まり及び現場代理人の権限の行使に支障がないと認められること

(4) 常駐を要しない期間の確認

現場代理人が現場に常駐しない期間については、発注図書及び監督員との工事打合せ等で確認します。常駐しない期間、現場の安全確保、緊急時の連絡体制等は書面により明確にしてください。

2 現場代理人の兼任

(1) 適用範囲

現場代理人が、他の工事の現場代理人又は技術者を兼任することができる工事は、兼任しようとする工事のいずれもが、狭山市（公営企業を含む）又は国（独立行政法人都市再生機構を含む）、地方公共団体が発注した工事であり、かつ次の各号のいずれかに該当する工事とします。

- ① 建設業法第 26 条第 3 項に規定される政令で定める工事（技術者を専任で配置する工事）に該当しない工事
- ② 「狭山市建設工事請負契約に係る技術者の専任に関する取扱い」により技術者の兼任が認められた工事

(2) 兼任を認める条件

(1) に該当し、かつ次の各号の条件をすべて満たすと認められる場合は、1 人の者が 2 件まで現場代理人を兼任することができます。

ただし、(1) の②については、同一の主任技術者が兼任している工事において現場代理人を兼任する場に限りません。

- ① 入札公告及び発注図書等に兼任を認めない旨の記載がない工事であること
- ② 低入札価格調査の対象となっていない工事であること
- ③ 狭山市以外の機関が発注した工事の場合、当該発注者の承認を得ていること
- ④ 発注者との連絡体制が確保できること
- ⑤ 工事現場における運営、取り締まり及び現場代理人の権限の行使に支障がないと認められること

(3) 兼任することができる工事の数

同一の現場代理人が兼任できる工事の数は 2 件とします。ただし、建設業法施行令第 27 条第 2 項に規定される密接な関係のある 2 以上の建設工事を同一の場所で施工する工事は 1 件の工事とみなします。

(4) 兼任することができる工事の確認

現場代理人が他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任することができる工事については、入札説明書に記載します。ただし、兼任の可否について入札説明書に記載がない工事であっても、上記の条件を満たしている場合は、工事発注後に兼任を認めることがあります。

(5) 兼任する場合の手続き

現場代理人が他の工事の現場代理人又は主任技術者を兼任する場合は、もう一方の工事が兼任できる工事であることを確認できる書類（入札説明書又は「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」（様式 1 号））を添付して、双方の工事担当課に「現場代理人兼任届」（様式 2 号）を提出し、確認を受けるものとします。

また、国（独立行政法人都市再生機構を含む）又は地方公共団体が発注した他の工事との兼任については、他の発注機関の承認を得た「現場代理人の常駐規定緩和に係る照会兼回答書」（様式 1 号）を添付して、工事担当課に「現場代理人兼任届」（様式 2 号）を提出し、確認を受けるものとします。